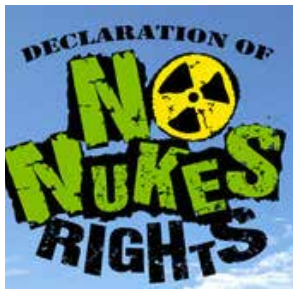


NO NUKES RIGHTS NEWS - 原告団・弁護団通信



Newsletter of Lawsuit against the Nuclear Reactor Suppliers

編集・発行：メルマガ編集室

住所：〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階
アーライツ法律事務所気付

eMail：genkokudan@nonukesrights.holy.jp

Website：http://nonukesrights.holy.jp

第14号

発行日 2019.7.25



【原発メーカー訴訟の原告のみなさまへ】

2014年1月30日、私たちは「原発メーカーにも責任がある」、原発メーカーを不当に庇護する「原子力損害賠償法（原賠法）」は憲法に違反している、人は放射能の恐怖から免れて生きる権利「ノー・ニュークス権」があるという高邁な目標を掲げた裁判を提起しました。2019年1月24日に最高裁から棄却とする「決定書」が送られてくるまで、第一審、控訴審、上告審と闘ってきました。原発は国策事業でしたので、その根拠である「原賠法」の違法性を問う訴訟を権力が許すはずはありません。最初から困難が予想される提訴でした。しかし、その不可能とも思える訴訟に込める私たちの思いを具現化してくれたのがメーカー訴訟弁護団です。私たちの主張をしっかりと肉付けし、「訴状」を書き上げ、準備書面・証拠説明書で論理展開し、控訴理由書・上告理由書・上告状など裁判所に提出する書状を数多く作成してくれました。損得を度外視した志し高く精力的な働きには、いくら感謝しても感謝しきれません。中でも弁護団代表を務めていただいた島昭宏弁護士、共同代表の河合弘之弁護士、副代表の笠原一浩弁護士、弁護団事務局長の寺田伸子弁護士、アーライツ法律事務所毎月お世話になった吉田理人弁護士と片口浩子弁護士、地方から応援していただいた吉田悌一郎弁護士・砂川辰彦弁護士・林良太弁護士・奥山倫行弁護士、原告同志の諍いがあつた時に会計を引き受けてくれた岩永和大弁護士など、弁護団はこの訴訟の初めから原告・弁護士という枠を超えて同志として闘ってくれました。ありがとうございました。

また、崔勝久「訴訟の会」元事務局長からの弁護団と原告への理不尽な攻撃に対し、矢面に立ち冷静に論駁してくれた伊倉秀知弁護士にも謝意を表したいと思います。

訴訟原告団は臨時総会を開き、解散を決定しました。ノー・ニュークス通信は、今回が最後になります。反原発・脱原発のために新しい挑戦をしてくれた弁護団の弁護士の方たち、多くの困難に立ち向かいながら裁判をまともに遂行できるように努力してくれた世話人たち、混乱した裁判にもかかわらず最後まで闘い抜いてくれた一人一人の原告の人たち、それら多くの人たちの想いを、この通信最終号でお伝えしたいと思います。ぜひ、最後までお読みください。

原発メーカー訴訟は終結しましたが、島昭宏弁護士から、その後の国の責任を追及する新しい訴訟の提起について「まだ弁護団のメンバーは未定ですが、実行する予定で着手しています」という力強い言葉をいただいています。

詳しいことが決まりましたら、ホームページ上 (<http://nonukesrights.holy.jp/>) でお知らせします。今後の展開はメールでお知らせすることになりますので、まだお持ちでないかたはぜひメールアドレスを取得していただけますようお願いいたします。そして、このニューズレターの「11. 今後についてのお知らせ」とお願いの項をしっかりとお読みください。

原告団世話人会

1. 原告のみなさんからのメッセージ

【最高裁の決定を受けて】

- ・ 司法への信頼感を持つことが、もう不可能になってしまった日本の現状への危機感が高まるばかりです。
- ・ 壁の厚さががっかりします。ぜひ裁判記録の保存をしていただければと思います。
- ・ 憲法判断を行わない日本の司法の存在は三権分立の理に叶っておらず大変残念です。
- ・ 最高裁判決に強く抗議します。
- ・ 裁判官にはもっと国民の事を理解してほしいですね。
- ・ 最高裁の決定は全くもって驚くべき事でした。
- ・ 三権分離されていない。司法の責任回避で無責任極まりない。
- ・ 国家権力に従属する司法が歯がゆいです。今後も私は声を出し続けます。
- ・ 「司法権を担う裁判所が自らの職責を違法に放棄」したことで「基本的人権の危機」があぶりだされた。これらの事実を広く知らしめて、皆が自分の事として考えるようにならないと健全な社会は実現しない。
- ・ ほんとうにひどい決定です。これでは最高裁ではなく、最低裁とでも名称変更してもらわなければ。
- ・ 残念な判決になったが、現在の司法の現状を考えれば予想もしていました。けれども提訴し裁判して良かった。
- ・ 安倍晋三が選んだ最高裁判事が取り仕切っているこの国の司法は死んでいる。言論が空しく空を切っている。
- ・ 戦った意義はしっかり残ると信じています。原発の無い未来を目指して今後も頑張っていきましょう。
- ・ 最高裁の上告棄却は残念です。原発事故の責任は誰も問われないのでしょうか？ 明らかな人災なのに！
- ・ 長年、原発に関する裁判は、ごく一部を除いて国策 / 政権への忖度で負け続け、でも声を上げ続けましょう。
- ・ 日本の司法のあり方に失望。しかしめげることなく戦い続けることが重要。弁護団の奮闘に謝意。

【感謝】

- ・ メーカー訴訟では原賠法は憲法違反の主張をしてくださってありがとうございました。原告側に様々な問題があったにも拘わらずお疲れ様でした。
- ・ 上告棄却は納得のいくものではありませんが、今までの裁判を支えて下さった弁護団の皆様に感謝申し上げます。島弁護士の件も勝訴となり安堵しております。今までもこれからも関西の地で脱原発を諦めずに訴えてまいります。長い間、ありがとうございました。

- ・ 皆様、お疲れ様です。この裁判に参加できたことはとても良かったと思っています。
- ・ 意義のある訴訟を闘って下さいましてまことにありがとうございました。
- ・ 上告棄却という無念な結果になりましたが、ここまで頑張ってくれた弁護団の皆さんに感謝します。
- ・ 事務方と弁護団の方々、お疲れ様でした。御苦労に感謝します。
- ・ 手だてを尽くして闘ってくださったことに感謝します。
- ・ お世話になりました。意義のある訴訟であったことに違いないと思います。お疲れ様でした。
- ・ 長い間の活動、お疲れ様でした。また、どこかで一緒にできればいいですね。
- ・ 弁護団の皆様から感謝申し上げます。ありがとうございました。
- ・ 門前払いになってしまい残念ですが、ここまで多くのことを超えリードして下さいました事に感謝申し上げます。
- ・ 弁護団と世話人会の献身に深謝いたします。ご苦勞様でした。
- ・ 今回の原発メーカー訴訟は、非常に意義のある貴重な活動であったと思い、弁護団に敬意を表します。
- ・ 長期間の活動に心から感謝申し上げます。残念な結果ですが、今後の良い基礎になると確信します。
- ・ 弁護団の皆さん、事務局の皆さん、本当にありがとうございました。全てのプロセスに感謝します。
- ・ 皆様、本当にご尽力頂きましてありがとうございました。ここに集まった全ての皆様の御多幸を心よりお祈り申し上げます。

【憂い・嘆き・願い】

- ・ 日本、ここまで来ちゃったのか・・・ああ、何とも書き様がありません・・・若い人たちの中に、少数とはいえ、これは、という方がいるのが救いです。
- ・ 無念です。
- ・ 反原発・反核・反権力。
- ・ 病人があつて出席できませんがよろしく願いします。
- ・ 今は通院介助の日々を過ごしておりお任せになっており、済みません。
- ・ 脳梗塞の後遺症のため、外出が困難です。
- ・ くやしいけれど私自身も体調不良です。みなさま、お疲れ様でした。
- ・ 体調不良につき、遠出ができません。宜しく願います。
- ・ 出席するつもりですが、足にしびれがあつて、日によりつらいので出られないかもしれません。
- ・ 許しがたい原発産業、何とか責任を取らせたいのに、有効に動けない自分に情けなくなります。

- ・ 原発のない日本にと願っております。憲法にもとづく平和な日本を願っています。歳をとり、なかなか参加しにくくなり残念です。
- ・ 来月で卒寿です。残念乍ら少し前の交通事故で身体不自由になり、行くのは難しいのです。
- ・ 裁判の結果以上に司法と社会に問い続ける意義を感じてきました。
- ・ 誰も責任を取らない！誰も責任を取ることが出来ない原発は即廃炉するのが最良。無責任からの転換の時。
- ・ 原発メーカーは原発事業から撤退し、再生エネルギー開発に尽力してほしい。
- ・ ノー・ニュークス権が基本的人権として確立される日の来ることを願います。

【今後】（他にも、何ならかの反原発運動等続ける、続けようというメッセージが多数ありました）

- ・ 最高裁の義務である憲法判断をせずに門前払いの決定に納得できません。対抗活動を新たに起こすべき。
- ・ 民の訴えと向き合わない最高裁の門前払い、日本社会を思考停止にする元凶だ。めげずに「新たな枠組みでの活動」を起こす可能性を追求しましょう。
- ・ 弁護士さんたちの熱意に、おかしいことはおかしいと主張し続けようよ、というメッセージを受け取っていました。多くの人の命と生活が長きに渡って脅かされる原発の、メーカー責任を問わない法律を作った事は、やっぱり間違いであったと思います。‘国策’の間違いは「間違いだ！」と言いつけたいと思います。
- ・ 結果は残念でしたが、これからも脱原発の為に頑張ります。
- ・ 原発メーカーの責任をハッキリさせてほしいです。
- ・ 原賠法の見直しには世論の盛り上がりが必要ですね。
- ・ 引き続きこの理不尽な決定を下す社会を変えるべく、それぞれの持場で奮闘を続けましょう。
- ・ 大きな流れはノー・ニュークス！でも世界中から原発を無くすには時間がかかりそうですね。
- ・ この結果を広く社会に公表してほしいと思いま

す。

- ・ 原発 No との思いで今からもがんばります。
- ・ もう日本には正義は無い。とても残念です。一人の土木作業員ですが正義の為、カンパしてきました。今後また立ち上がる時は支援します。許せないです！
- ・ 長い間、本当にお疲れ様でした！残された余生を権力監視に注ぎたいと思っています。
- ・ 反原発の活動に引き続き参加して皆様と心を合わせて、諦めず、歩みを続けます。
- ・ ノー・ニュークス権の実現に向けての新たな決意と国家賠償請求を求める提訴検討との弁護団の活動に敬意を表します。
- ・ 何がおかしいかを世に問い続けることが将来に繋がると思っていますので、是非形を変えてでも活動は続けるように導いてください。

2. 「臨時総会を終えて」

原発メーカー訴訟原告団 世話人共同代表
大久保徹夫

みなさま、6月15日に原発メーカー訴訟原告団の解散に向けた臨時総会が開催されました。その内容は議事録が発行されていますから、詳細はそちらをごらんください。

思えば、長くもあり、また短くもある5年間の闘いでした。2014年1月30日に第一次訴訟を、3月10日に第二次訴訟を提起し、海外原告を含め、39カ国4000名を超える原告が参加しました。

この訴訟の主題は原子力損害賠償法（以下原賠法）が憲法に違反していることを主張する訴訟です。大地震、そして津波により原子力発電所（以下原発）が爆発し、多量の放射性物質が福島を中心に世界中に飛散し、数十万人もの方々がいのち、仕事、地域の絆、地域そのもの、生きていく基盤を失いました。しかし、現在に至るまで事故を起こした原発の東京電力の責任を問う声ばかりで、その原発を建設した原発メーカーの責任を問う声はありません。

通常、製造物責任法によって、原発を建設した原発メーカー（GE、東芝、日立）が本来第一の責任をう

裁判の経過、裁判資料、期日後の記者会見、報告集会の様子はホームページでご覧いただけます。

ホームページ：<http://nonukesrights.holy.jp/>

ご連絡は：
genkokudan@nonukesrights.holy.jp

べきです。しかし、原賠法により、「原子力事業者への責任集中」「それ以外の者は免責」の条項によりメーカーは一切の責任を免除されているのです。驚くなかれ、このような法律は日本だけでなく、大多数の国で同様な規定になっていることがわかりました。この事が世界に原発を野放図に拡散していき、現在世界には450基もの原発が稼働しているのです。原発は「原子力(核)の平和利用」という甘言で許容されていますが、その実態は核兵器と何ら変わりがなく、一旦事故が起これば、核兵器の数千倍もの放射性物質を世界にまき散らすのです。ですから原発を世界から廃絶させるためには、メーカーに事故の賠償責任を負わせることで、このビジネスから撤退させない限り、永遠に私たちは「原子力の恐怖から免れられない」のです。

この不条理に対して提訴したのが本訴訟です。しかし、地裁、高裁、最高裁と、私たちの主張には一切耳を傾けず、法的な根拠も明示しないまま、門前払いとしました。

私たちは、この5年間、私たちの主張を、講演会、街頭でのアピール行動、チラシ／リーフレット配布、そして衆議院／参議院での院内集会などで多くの方々、国会議員にも働きかけてきました。

世界には、オーストリアのように、基本法(憲法に相当します)で「発電のための核分裂炉を禁止」している国もあります。

しかし日本の裁判制度上、三審制を超える訴えを起こすことができません。裁判所にはまた別途、このような怠慢を許さない活動をすべきとも考えますが、いづれにしろ、この訴訟の原告団とは別な活動になります。

従って誠に残念ですが、私たちの「原発メーカー訴訟原告団」は解散せざるを得ないと考える次第です。なお、今後継続して何らかの活動を開始する可能性もありますので、原告団のホームページ(<http://nonukesrights.holy.jp/>)は今後10年間維持／更新しますので、関心のある皆さまは時々見ていただければ幸いです。

3. 「原告とは何か」

原発メーカー訴訟原告団 世話人共同代表
木村結

この訴訟では、多くのことを学びましたが、最も考えさせられたのは、「原告とは何か」です。

日本は政権に物申すことすら憚られる同調圧力が蔓延り、本来権力や社会を風刺するのが仕事の芸人たちまでもが、安倍氏におもねり、意見を言う時は、「仕事が干されるかも知れない」という自身の生活を投げ打つ覚悟、これまでのキャリアを捨てる覚悟が必要とされる異常な国です。かつて一世を風靡したスギちゃんもツイッターで呟いてすぐに事務所からの圧力でアカウントを削除してしまいました。他にも皆さんがご存知の例はいくつもあるでしょう。

さて、そんな同調圧力にめげず、国家に「放射能から逃れて生きる権利」を訴えた裁判ではありましたが、崔勝久「訴訟の会」元事務局長は原告の数を増やすことに夢中になり、まるで署名を取るよう原告を集めてしまいました。海外の原告の多くは、自分が原告になったという認識はなかったでしょう。かくいう私も頼まれて署名した記憶はあるものの、怒涛のように飛び交う罵声のメールが連日流れてきてようやく、原告であることを認識したほどです。ただ、メーリングリストに参加することは承認していないので脱退を要求しましたし、罵詈雑言訴訟とはこれで無縁になれたと甘く考えていたのです。

東電相手の訴訟は、東電株主代表訴訟や6月18日に提訴した東電の代表執行役3名に対する日本原電への支援差し止め訴訟、を含めてこれまで6件。いつの間にか訴訟のハードルは私にとっては低いものになりましたが、まだまだお上を、権力者を訴えることなど一般の方にはとても高い壁。そこを簡単に越えさせるためにまるで署名のような声かけをしていたのでしょうか。

もちろんそれで多くの原告が生まれ、大きなうねりになって闘えれば問題はなかったかもしれませんが、原告を集めることが集金目的となり、お金を私物化し、共に闘っていた弁護士の仕事を奪おうと懲戒請求まで訴えて混乱させ、自分宛の領収書を自分で切るという許しがたいことをしていたのです。結局は原告からも離脱し闘いを放棄したのですから、何が目的だったのかと首を傾げました。

原告になるのはリスクを伴うこともあります。逆に訴えられ、担保を要求されることや、日本では野放しのスラップ訴訟も。原告となるからには最後まで闘う。意見の相違があつたら合意するまで議論する。弁護士に流されず、原告としてのスタンスを主張する。そして相応な負担をする。原告として裁判に出席するのはもちろん、仕事を分担し、傍聴者や支援者を集める。そのためにも形式や事務的なことはできる限り省略し、裁判を優先する。訴訟に必要なのは訴訟団の会則ではなく、原告としての覚悟なのだと感じています。

4. 「その後、あの『訴訟の会』はどうなったのか？」

原発メーカー訴訟原告団・会計係
及川譲詞

市民運動の中には、「素晴らしい見識と行動力」のある方でも、自己中心的で公私の区別がつかず、お金にもルーズで人格的に疑問符を付けざるを得ない指導的立場の人がいらっしやるという事を学びました。

訴訟の為に集まったお金を自分が大切だと思っていることに使う為に、仲間を使って会を誘導・扇動し、自分に反対する人間を次から次へと攻撃したというのが、あの悪夢のようなMLで飛び交った、「罵詈雑言」、「言いがかりに近い謂れなき人格攻撃」、「マルチイシュー論」、「国際連帯」だったと、その後の会の状

況から私見ですが確信します。この混乱で心を傷つけられ、あるいは気分を害され、多数の方が重要な訴訟運動から立ち去らざるを得なくなった事が、残念でありません。

その後、「訴訟の会」はどうなったか？

FBはメーカー訴訟に賛同して「いいね」した多数の人の意思を無視し「原発メーカー訴訟・本人訴訟団」に名称を変更。あたかも「原発メーカー訴訟・本人訴訟団」に多くの賛同者がいるかのように装ったまま(詐欺行為に近い)、2017年12月に最高裁への上告せずを本人訴訟団として決定以降も(2019年1月の最高裁の棄却判決時、訴訟を提唱したご本人が、「最高裁の実態を見抜き控訴しなかった」と嘯いたとの話あり)他の運動に利用し続けています。一方「原発メーカー訴訟の会」HPは今年の春先には消えてしまい、立上げからの貴重な活動記録が消滅。また間に合わせのように作られ最後の総会の記録があった「原発メーカー訴訟・本人訴訟団」というHPも消えています。又、あの忌まわしいMLですが、MLの名称そのまま、原発メーカー訴訟とは異なる運動に利用され続けているようです。

「訴訟の会」の最後の総会は、高裁を闘っている最中の2017年2月4日で、この日をもって2016年10月31日での訴訟活動資金残1,193,282円を使い切り、活動を凍結するとの決議をしています。その使い道の中にはHPを維持するとか、訴訟を続けている国内外596名の原告で構成されたグループに託す、という考えはなかったようです。この総会では「訴訟の会」から「本人訴訟団」に20万円の資金が流出したようなのですが、この日以降、両会の会計報告が見当たらないので、どう使われたのか？闇の中です。

私が原発メーカー訴訟原告団世話人会で会計を担当する時に決心したのは、訴訟活動以外の支出については断固反対する事と、領収書無しの出金はしない、月次で会計報告する、の3点でした。「訴訟の会」では出張の精算で、目的も宿泊場所も日も交通機関も書かれていない金額と都市名だけの「受取者の手書き領収証」で金品の授受をしており(確認できた金額310,210円)受け取った側では雑収入として税務署に申告する義務があったのではと今でも心配です。この件についてのご本人のツイッターでの見解を最後にご紹介します。こんな言い訳していないでサッサと領収書を付けて支出明細を投稿するほうが説得力あるのに。

『「原発メーカー訴訟」には事務局があり、そこで組織決定され総会でも了承されたことで、国際連帯運動は組織としての目的でした。私個人に返済義務などありません。説明は何度もしています。』

(注: 崔勝久氏が事務局長をしていた「原発メーカー訴訟の会」「訴訟の会」はカギ括弧付きで表記し、実際に裁判闘争をした私たち原発メーカー訴訟原告団とは区別して表記しています。)

5. 「またどこかで会いましょう！」

原発メーカー訴訟弁護団代表
島昭宏

いやあ、面白かったですねえ、この裁判。苦しいことや悩んだことはいっぱいあったし、裁判所の態度にはめっちゃくちゃ悔しい思いをしたんだけど、そういうことを取って思い出さない限り、楽しい印象ばかりが残っています。

2012年の冬ころから原発メーカーを被告とする訴訟やろうという話が本格化し、最初の提訴の2014年1月30日までの2年強。まずはこの間、弁護団メンバーを集めるのに苦労し、法律構成をまとめるのに胃が痛くなる思いをした。原告を1万人集めよう！なんて掛け声はいいけど、本当にそれだけの価値のある裁判ができるのか。夜中に何度も目を覚まして、夢の中で思いついたアイデアをメモした。

そんな中で、次第に明らかになっていった訴訟の会事務局との確執。これがまた大変だったなあ。弁護団メンバーが力を合わせて162ページの訴状を仕上げ、やっとの思いで提訴にこぎつけた後も、亀裂は深まるばかり。しかし、この頃には、寺田さんが弁護団の事務局長に名乗り出てくれ、さらに笠さんたちが新たな事務局的な役割に手を挙げてくれて、実際、もの凄く迷惑を掛けただけ、本当に助かった。ガンにもなっちゃったし。

その後、何回かあった緊張感あふれる合同集会的な集まり、あれは堪らなかった。妙な登場人物が次々に現れては消えてったしね。

準備書面を作るのも、弁護団で議論をすると必ずいい方向へと進んでいった。世話人会では、どんな課題も、話し合うことでいつも健全な結論へとたどり着いた。熟議って素晴らしいね。

もちろん、この裁判がなければ、「島キクジロウ & NO NUKES RIGHTS」なんていうバンドも生まれなかった。横断幕を携えて北海道から沖縄までツアーをやるなんてこともあり得なかった。

ね、楽しいことばかりじゃない？

お付き合いいただいたみなさん、本当にご苦労さまでした。そして、ありがとうございました。またどこかで会いましょう！

6. 「原発メーカー訴訟と大飯原発差止訴訟」

原発メーカー訴訟弁護団副代表
弁護士 笠原一浩

(1) 弁護団への参加

3.11の記憶冷めやらぬ2012年、緑の党の仲間でもある島さんから「原発メーカー訴訟にぜひ協力して欲しい」という要請を頂きました。そのころ私は、大飯原発差止訴訟の福井弁護団事務局長として、提訴

に向けて大わらわではありましたが、(私の能力というよりは私の居住地が主な理由とはいえ、) ちょうどその頃、日弁連・公害環境委員会のエネルギー・原子力部会長にも就任いたしました。いわば、(能力はさておき気持ちの上では) 日本の弁護士の中で最もノー・ニュークス権の実現に尽力すべきなのが私と言っても過言ではありません。断る選択肢はありませんでした。

(2) 大飯原発差止判決とノー・ニュークス権

そしてその2年後の2014.5.21、歴史的な福井地裁判決(通称「樋口判決」)を頂きました。この判決では間接的に、翌年の高浜原発仮処分では明示的に、新規制基準が緩やかに過ぎ、事故防止に不十分であることが指摘されました。行政府も時に誤ることから、その過ちによって「すべてが失われる」(三権分立を説いたモンテスキューの名著「法の精神」より) ことのないよう、司法府がその誤りをチェックする。このことは、立法府も時に誤ることから、その過ちによって「すべてが失われる」ことのないよう、過った立法—原賠法—の違憲性をチェックするよう求めている本訴訟にとっても、きっと参考になるでしょう。そう思い、メーカー訴訟原告団のご要請に応じ、翌2015年に東京に伺って樋口判決を解説する講演をしました。

(3) 副代表就任と島崎尋問

2016年、メーカー訴訟が控訴審に移行したのを機に、メーカー訴訟弁護団の副代表にも就任しました。特に私の主担当である債権者代位権に関して言うと、仮に東京電力がその債権者が東京電力の破産を申し立てたら、債務超過として破産が認められることは明らかですので、何とか民法の素直な解釈を実現すべく、寺田事務局長と一緒に京都の立命館大学を訪れました。そのころ、大飯原発差止訴訟も控訴審の中盤に差し掛かり、わが国を代表する地震学者である島崎邦彦先生の証人尋問を申請しました。司法が、科学的知見に耳を傾けるか、両訴訟において問われていました。

(4) それでも No Nukes は前進する!

残念ながら両訴訟とも、去年にはご存知のような結果となってしまいました。しかし、原子力に未来がないことは、「低コスト」のはずの原発にわざわざ政策的支援を図るなど、政府の政策を含め様々な面から明らかになっています。両訴訟での貴重な体験から、今後も司法はもちろん、立法へのアプローチも含め、様々な局面からノー・ニュークス権を実現していきます(いきましよう)。No Nukes!

7. 「原発メーカー訴訟について」

原発メーカー訴訟弁護団事務局長
弁護士 寺田伸子

米国留学中に、島さんから「こんなのやろうと思うんだよね」とメールをもらい、「原賠法って過失責任と全然違うじゃないか!」と驚くところから、この訴訟に関わることとなりました。「原子力の恐怖から免れて生きる権利」については、言葉どおりに実感し、原発メーカーが責任を問われない理不尽さも、心底「おかしい」と思いましたので、弁護団の活動にも素直に邁進できました。

とはいえ、山あり谷あり。いえ、深さいろいろな谷の連続。まずは、ご存知のとおり、一部の原告と弁護団との関係悪化という大問題があり、本当につらかった。大晦日、寒い駅のホームであれこれと悩んでメールを書いていたことを思い出します。「このままいくと熟女モデル!?!」というほど体重も減りました(もう戻っちゃいました)。

葛藤から弁護団をひっぱり上げてくれたのは、「信じているからがんばれ!」と励まし、「円卓」と名づけた会議で何回も何時間も対策を話し合ってくれた世話人会、そして手紙やハガキやカンパで応援してくださった原告・控訴人・上告人の皆さんです。

もちろん、訴状から準備書面、忌避申立て、控訴・上告の理由書など、書面の作成はいつも構成が難しく、時間がかかりました。原稿ができるのは期限ギリギリ、にも関わらず、毎度きっちり校正を担ってくださった寺田(百合子)さんと笠さんのおかげで、完成度が格段に上がりました。法律の専門家の立場から主張を支えてくださった山田希先生、木村草太先生の存在も心強かった。

口頭弁論でも厳しい局面がありました。相手方代理人の弁護士は、日に焼けた顔や襟の素敵なブローチまで憎たらしかったです。裁判所とはこんなところか、と思い知らされもしました。一審の終結直前に「忌避する!」と河合先生が叫ばれたときには、猛烈に怒ってもいましたが、悲しくもあり。

河合先生、島さんをはじめ、多くの粘り強く、朗らかな弁護団の仲間には、たいへんお世話になり、勉強させてもらいました。

こうしてみると、谷ばかりであるはずもなく、大らかな山、鋭い山も歩いてきたのですね。まだ本当のてっぺんは見えませんが、道は続きます。今後もよろしく願います。No Nukes!!

8. 「これからも声を上げ続けたい」

原発メーカー訴訟弁護団
弁護士 吉田理人

非常に大規模な被害をもたらした事故の当事者であるにも関わらず、社会的には当事者とすら認識されていない原発メーカーの責任を問うというこの訴訟の意義の大きさについては、訴訟に関わり始めた当初から意識していました。社会がこの事故の責任から目を背けるのであれば、事故の原因究明も疎かになり、今後の安全もありえないという考えは今でも変わりません。

その責任を明らかにするのが司法の役割であるという信念で進めてきた訴訟ですが、具体的な責任論に言及せず判断を避けようとする裁判所の姿勢には失望しています。人権保障・弱者保護という本来裁判所が果たすべき役割を放棄するような最近の裁判所の後ろ向きな姿勢を直すためにも、我々は声を上げ続けなければいけないということをこの訴訟を通して実感しました。

ただ、いまの司法に失望を感じつつも、この訴訟に関わっていく中で、大きな声を上げ続ける原告の皆さんの力には、希望を感じました。今回の訴訟は残念な判決に終わりましたが、原発メーカーの責任を問うという声を上げたことは、今後の社会の変化につながるものだと思っています。声を上げなければ共感はずらず、共感が広がらなければ社会も司法も変わらないのだということを原告の皆さんから教えていただきました。

私自身、原子力発電に関する知識がほとんどない状態からスタートした訴訟でしたが、とても勉強になる訴訟であり、さらに原告のみなさんと知り合えたことが大きな財産になる訴訟でした。これからも原発問題に目を向け続け、声を上げ続けたいと思います。

9. 「初めての訴訟でした」

原発メーカー訴訟弁護団
弁護士 片口浩子

弁護士になってすぐに参加したのが、この原発メーカー訴訟でした。あっという間にもう弁護士6年目に入っていました。

この間、原告の方々と接して一番に感じたのは、社会を変えるのは1人1人の小さな行動なんだということでした。各地で開かれるイベントでメーカー訴訟やノー・ニュークス権のチラシを配って下さったり、充実したニュースレターを作り発送して下さったり。そのおかげで確実に情報は広がっていったと思います。私も、そのような原告のみなさんの行動を見て、身を引き締めていました。

力不足だったり、ご迷惑をおかけしたこともあった

と思いますが、長い間、勉強させてもらいました。どうもありがとうございました。これからもそれぞれの場所でもがんばりましょう。

10. 「訴訟を振り返って」

原発メーカー訴訟弁護団
弁護士 吉田悌一郎

これまで散々原発推進政策に加担し、甘い汁を吸ってきた原発メーカーが、「責任集中」という法の壁に守られてノウノウとしている。それだけではなく、今度は原発の海外輸出などを企んでいる、これは許せないと思ったのが、この裁判に参加したきっかけでした。結果的にあまりお役に立てませんでした。諦めずにおかしいことはおかしいと世の中に問題提起していくことの大切さを学びました。どうもありがとうございました。

11. 今後についてのお知らせとお願い

解散総会の議事録にありますように、最高裁の棄却理由が違法であることを根拠として、国家賠償請求を検討しています。時期は未定ですが、訴訟を起こすことが決定した場合に、参加募集のご案内を差し上げてもよろしい方は、その旨をメール連絡していただけますようお願い致します。

尚、この訴訟は全く新規になりますので現在、原告ではない方も参加可能です。

メール宛先：genkokudan@nonukesrights.holy.jp
<以下のことを書いてメールで送信してください>

国家賠償請求訴訟への参加募集案内を希望します。

氏名：
ふりがな：
メールアドレス：
電話番号：

*事務方のパワーが以前より低下しますので、今後の連絡は、書面ではなくメールとHP等での告知が主になります。

*申し訳ありませんが、国賠請求に参加ご希望の方でメールアドレスをお持ちでない方はメールアドレスのご用意をお願いします。

2019年5月1日から2019年7月20日までの収支は以下の通りです。

4/30現在繰越金: ¥1,307,659

収入

		通帳記載日
総合口座へのカンパ	¥0	(5/1 -- 7/20 0名) 新規カンパ者 0名
振替口座へのカンパ	¥17,000	(5/1 -- 7/20 4名) 新規カンパ者 2名
手渡しカンパ	¥630	*6/15臨時総会後の打上げ釣銭カンパ (14人参加@3600円)
収入合計:	¥17,630	

支出

		通帳記載日/手渡し日
弁護団諸経費 一部負担 5~7月分	¥30,000	*7月分は近々手渡し予定
臨時総会議案書1,137部の発行費用 *5/17 7名で発送作業実施 内訳	¥137,617	
ヤマト便 92,168円		
・角2封筒1,124通×82円 現金支払い		
・13通は作業持ち帰り 合計1,137通		
印刷用紙 アスクル手配		
・A4用紙6,000枚 (1,500枚/997円×4) 3,988円		
・A3用紙2,500枚 500×5=3,529円		
糊10本 1,080円		
議案書、封筒等の印刷代 (以下、大久保氏立替え合計36,852円)		
・封筒代 6,782円 (角2封筒6,782円 長形3号封筒は在庫使用)		
・印刷代等 19,800円 (以下、内訳)		
・角2封筒 11,500円 (10円×1,150枚)		
・長形3号封筒 5,150円 (10円×515枚)		
・ハガキ 3,150円 (5円×630枚)		
・ボラセンへの発送代2,260円		
・ボラセンでの印刷代8,010円		
6/15臨時総会 会場費	¥2,700	*18時~21時 東京ウィメンズプラザ 原告21名 弁護団3名参加
臨時総会案内 郵送料	¥4,900	*クロネコDM便で1,124通送ったが35通が宛先不明戻り (クロネコの未配理由---転居でが多い) しかし1月には届いていたので郵便局から再送実施。 35通x140円=4,900円
国際郵便ハガキ購入費 予備5枚含め1,156枚×70円	¥115,920	*お知らせ先 20ヶ国 1,651通
HP 10年間維持費	¥32,550	*ロリポップ2019/12/29-2029/12/28の10年間 32,400円+振込手数料150円
支出合計:	¥323,687	

期間収支: -306,057 (2019年5月1日から2019年7月20日)7/20現在繰越金: ¥1,001,602

*今後の支出予定

- ①海外ハガキの印刷代 1,151枚両面×10円=11,510円
- ②最後の原告団・弁護団通信 第14号 ページ数 未定の為 概算
総会案内は原告だけだったが通信は支援者にも発送する。
同居原告には1通を連名で送る。16通はクロネコでは届かず郵便で送る。
1,128部発行、費用は、13万円前後の見込み。
従って弁護団には臨時総会時の見込み額735,079円より多い
85万円前後を謝礼としてお渡しできる見込みです。

最後の原告団・弁護団通信の印刷代は概算です。